

## 第 1 2 号議案

足立区特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

足立区特定個人情報保護条例（平成 2 7 年足立区条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 2 項」の次に「（同法第 2 6 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 2 7 条中「情報照会者又は情報提供者」を「情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第 2 8 条第 1 項第 1 号中「第 2 8 条」を「第 2 9 条」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 5 月 3 0 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。